

公 示

次のとおり、見積を募集する。

令和8年3月6日

宇和島市立吉田病院
宇和島市病院事業管理者 梶原 伸介

1. 見積を募集する事項

項 目	内 容
件 名	医療用ガス供給設備保守点検業務
施 行 場 所	宇和島市吉田町北小路甲217番地 地内
委 託 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
概 要	医療用ガス供給設備の保守点検
仕 様 書 等	別紙のとおり
見 積 方 式	希望型競争見積
現 場 説 明	希望者は、担当部署までご連絡下さい
対 象 範 囲	市内業者及び準市内業者
技術者・実績 その他要件	見積書提出時に医薬品取扱許可業者の許可証の写し及び病院の受託 実績がある実績報告書を提出のこと
見積書提出期限	令和8年3月16日（月） 正午まで

2. 参加資格

(1) 宇和島市病院局又は宇和島市の競争入札参加資格による調達内容に適合した登録が対象範囲に該当していること。尚、対象範囲以外の者が提出した見積書は、参考見積の扱いとする場合がある。

3. 見積について

- (1) 見積金額は、指定様式に、上記業務に必要な総額を記載すること。
- (2) 採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって採用とするので、見積者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積書は封かんの上、提出すること。
- (4) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、見積者の負担とする。
- (5) 提出された書類等については、見積者に返却しない。
- (6) 見積書は、所定の期限までに持参又は郵送により担当部署にて受け付ける。
- (7) 見積書の日付は、令和8年3月16日 とすること。

4. 採用業者の決定方法、及び通知

- (1) 予定価格の範囲内で最も低価格の見積書を採用する。
- (2) 採用予定者を決定後、当該見積者に通知する。
- (3) 予定価格は公表しない。
- (4) 令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務に係る予算が成立した場合に履行される。

なお、本業務に係る予算が成立しなかった場合には契約を破棄する。この場合、本見積合わせから契約に要したすべての費用については参加者の負担とする。

5. 仕様書等の閲覧について

仕様書等の閲覧は、公示をした日から見積書提出期限日まで担当部署で行う。

6. 契約書等について

要委託契約書

7. 支払い条件

業務報酬の支払は、年4回の医療ガス供給設備の点検ごととし、受託者から業務終了報告書を受け取った後、検査終了後に支払う。

なお、受託者より適法な支払い請求を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

8. 担当部署

担当者 宇和島市立吉田病院 総務係
電話番号 0895-52-0611 内線 114

医療用ガス供給設備保守点検業務仕様書

宇和島市立吉田病院（以下「甲」という。）の医療用ガス供給設備点検業務委託契約書に基づく保守点検については、本仕様書により点検を行うものとする。

本契約により請負者（以下「乙」という。）が遂行すべき業務内容は、本仕様書に定めるもののほか、甲の指示に従いこれを履行しなければならない。

1. 委託業務概要

宇和島市立吉田病院 医療用ガス設備の機能を維持させ、安全かつ良好な医療環境を維持するため、甲の医療ガス安全管理委員会のもと、医療ガス供給設備の定期点検について関係法規及び以下に定める事項により行うもの。

（点検は、厚生労働省 医政発 0817 第 6 号「医療ガスの安全管理について」別添 2「医療ガス設備の保守点検指針」に基づいた点検とする。）

2. 業務内容

医療ガス設備の安全性並びに機能を常時保持し、院内に安定した医療ガスの供給をするため、本業務において点検整備し、良好な状態を維持する。

(1) 履行場所 愛媛県宇和島市吉田町北小路甲 2 1 7 番地

(2) 履行回数 医療ガス供給設備：年 4 回

(3ヶ月点検×2回、6ヶ月点検×1回、12ヶ月点検×1回)

(3) 緊急時の対応費用は、甲乙協議の上決定する。

3. 点検対象設備

別表 1 のとおり

4. 点検業務

(1) 点検整備は、点検設備の製造業者または、製造業者の認定業者が行うこと。保守部品は、製造業者の純正部品とする。

(2) 業務は、「点検細目」（標準作業仕様書）に従い行うこと。

(3) 上記の点検細目に定めがなくても、業務上必要なものについては誠意を持って点検すること。

(4) 受託者は点検実施計画書を作成し、これを委託者に提出し承諾を受けること。

(5) 点検の結果、異常を発見した場合には、直ちに適切な処置を行い、障害発生を防止するとともに、その結果を報告すること。

(6) 点検の結果、修理を要すると認めるときには、その都度遅滞なく報告し指示をうけること。

(7) 保守点検時に使用する消耗品は受託者の負担とする。

(8) 点検により交換、更新が必要になった部品、製品は委託者の負担とする。

(9) 以下に示す業務を履行することを証明する資格等の写しを提出すること。

a.) 医療用ガス供給設備の保守点検業務の医療関連サービスマーク認定証書

b.) 各ガス供給装置に関する製造業者認定証書等（製造業者が業務を行わない場合）

c.) 業務責任者の医療ガス保安管理技術者講習の終了証

- d.) 業務責任者の高圧ガス第1種販売主任者の免状
- e.) 低圧電気取扱い特別教育修了者の修了証書
- f.) 測定及び試験に必要な器具の校正証明書

- (10) 受託者が業務を履行するにあたり必要な資格要件を満たさない場合、委託者の承認を得て、要件を満たす事業者に再委託をすることができる。
- (11) その他、監督責任者の指示に従うこと。

5. 業務内容の報告及び記録

- (1) 業務内容の報告及び記録の様式を作成し、これを事前に提出し、甲の承諾を受けること。
- (2) 業務内容の報告及び記録は業務終了後速やかに提出し承諾を受け必要な期間保存すること。
- (3) 乙は、甲の求めがあった場合、甲が開催する医療ガス安全管理委員会に参加し、業務内容の報告を行うこと。また、必要に応じて良好な状態を維持する為の改善提案を行うこと。
- (4) 報告及び記録の提出書類は、点検細目のとおりとする。

別表1

医療ガス供給設備保守点検項目内訳表

名 称	数量	単位	備 考
可搬式液酸マニフォールド [°]	1	式	2列8本
予備酸素マニフォールド [°]	1	式	2列20本
吸引装置	3	台	吸引供給装置（ポンプ [°] 2.2kW×3） 周辺装置含む
壁付アウトレットバルブ	196	個	のべ数（酸素と吸引） 1F 酸素：17 吸引：17 2F 酸素：43 吸引：43 3F 酸素：38 吸引：38
リール式アウトレットバルブ	2	個	手術室 酸素：1 吸引：1
シャットオフバルブ	4	個	新館 1F：1（放射線科前） 新館 2F：1（ナースステーション内） 新館 3F：2（エレベーター前、診材室前）
医療ガス警報盤	1	面	第2病棟ナースステーション

(注1) 上表の点検項目のうち、各点検時期（3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月）において法令等に定められた必要な数量の点検を実施するものとする。

(注2) 甲の医療ガス供給設備に関係する工事・修繕等により、点検項目、点検数量に変動が生じる場合には、甲乙協議のうえ対応を決定するものとする。